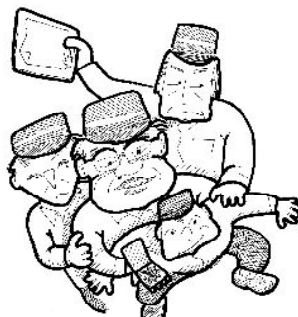


6.4～5 関西市民運動弾圧への支援・カンパお礼報告

2015 年 8 月 1 日

この間の表記弾圧に対し、多大な支援と関心を頂いた多くの皆さんに感謝申し上げます。

さまざまに反権力の運動に対する警察の嫌がらせ・政治弾圧は珍しくもないと思いますが、これまでも大阪でも2007年には世界陸上開催の前に野宿者排除に抗議していた仲間が、1年前の車の排ガス規制違反という理由で、また2010年にも、「免状不実記載」（免許証の住所記載と現住所が異なる）という理由で令状逮捕され、関係各所に家宅捜索が行われている。こうした何かしら「●●法違反」なるものとして、常々その時々の運動状況に即して恣意的に弾圧の方便として使われてきました。言うまでもなく市民の人権を保障した憲法の下では、かつての治安維持法や特高警察の再現は許されず、こうした弾圧を主導する謎多き権力組織「公安警察」は許されざる存在であり、政治弾圧は決してあってはならないでしょう。



◆男性3人不起訴
無許可でバス営業した
として道路運送法違反
の疑いで逮捕された男
性(71)ら3人について、
大阪地検は17日、
不起訴とした。理由は
明らかにしていない。

2015 年 7 月 18 日 毎日朝刊

3人の仲間の早期釈放を勝ち取り、関係者全員の押収品の返却も受ける中で、検察官の被疑事実に対する判断がどうなるのかが最大の関心事でありましたが、17日に問い合わせた段階では「処分未定」と検察は回答しながら、翌18日には（さりげなく）新聞の片隅に「不起訴とした」旨報道されていました。しかも、当該の3人には何の連絡もありません。こうした司法ないし警察のありようが、そもそも民主主義（ないし戦前の特高警察の反省）を獲得し得ていないことを痛感します。

ともあれ、19日の抗議集会「6.4～5 弾圧を解体する」には120名もの参加があり、その場で「不起訴」処分の報告をすることができ、また大阪府警に対し果敢に抗議行動を行うことができました。それはまた同時に長きにわたる皆さんとの連携の結果であると、あらためて皆さんからのこの間の多大な支援に感謝いたします。今後についてですが、年末になると思いますが、「仮）戦争法と治安弾圧」といったテーマを掲げて、このような弾圧を二度とさせないための行動を企画・提案したいと思います。その時にはまた、よろしくご支援・ご参集のほどお願いいたします。

添付

- 1) 7.19 「6.4～5 弾圧を解体する」集会決議
- 2) 「不起訴処分」を受けての救援会声明

集会決議

6月4日、3名を逮捕し、5名に出頭を求め、4日～5日にかけて被疑者宅、政治団体・労働組合、弁護士事務所など全国17カ所を搜索した。その容疑は「地方運輸局長の許可を受けないで、自家用大型自動車を使用して、2014年9月28日、40人の需要に応じ有償で乗車させ、大阪市内と京丹後町内を往復運送し、一般旅客運送事業を経営した」というものであった。これが道路運送法96条1号、4条1項の無許可自動車運送事業経営にあたるというのだ。

昨年9月28日米軍Xバンドレーダー基地反対・近畿連絡会は、「Xバンドレーダー搬入反対！9.28全国集会in京丹後」を開催することとし、京都・大阪・神戸から大型バスを出すことになり、当日約40名がバスに乗車した。

判例などによれば、「自動車運送事業経営」とは、常時他人の運送需要に応じ、反復継続的に行う目的をもって自己のために自動車を有償で運送の用に供する行為である。他方、日常的に広く自動車を割り勘で利用することが行われており、社会通念としてこれが「自動車運送事業経営」とは考えられていない。現にこれまで、これで検挙されたという情報に接した人はまずいない。9.28行動が、「常時」とか「反復継続的に行う目的をもって」いたとはいえない。どう考えても、無許可自動車運送事業経営ではない。公安警察が法の趣旨をねじ曲げ、道路運送法違反だどこじつけ、でっちあげて強制捜査に踏み切った。これが6.4～5弾圧の真相だ。

公安警察は、市民運動の規制・抑圧を目的にして、市民の前に暴力として立ちはだかつてきた。6.4～5弾圧も、こうした公安警察の本質をまざまざと示すものだ。市民の人権を保障した憲法の下では、治安維持法や特高警察の再現は許されず、警察は“市民のための警察”でなければならない。公安警察は許されざる存在であり、政治弾圧は決してあってはならないのだ。

安倍政権は、戦争法制定、辺野古基地建設を強行しようとしている。そんな最中、安倍首相親衛隊議員らの勉強会で、言論統制発言が飛び出した。戦争する国づくりの動きが進む中、言論統制と政治弾圧が同時に強化されようとしているのである。

6.4～5弾圧は、直接的には米軍Xバンドレーダー基地反対運動に向けられたものだ。集団的自衛権行使のためのこの基地は、昨年12月の運用開始後基地問題が噴出している。6.4～5弾圧は、基地反対運動と現地住民との連帯・発展を恐れた権力が、反対運動つぶしを狙ったものだ。

権力の乱用をチェックすべき裁判所は、逮捕、搜索差押、勾留、勾留延長の令状を発布し、政治弾圧を後押しした。メディアも、まるで警察の広報機関であるかのようにふるまった。もろもろの権力による複合的な人権破壊によって警察国家への道が敷きつめられるのだ。

私たちは、6.4～5弾圧からも明らかになった戦争国家と警察国家との一体性を見すえ、安倍政権の戦争＝警察国家への道とトータルに闘うことを宣言し、以下のとおり要求する。

- 1) 大阪府警本部は、今回の強制捜査が違法・不当であることを明らかにし、謝罪し、再発を防止するための人権教育を徹底せよ！
- 2) 大阪地検は、直ちに被疑者全員に対する不起訴処分を行え！※

※決議案の2点目は、不起訴処分を受けて、その場で省くことで参加者の承認を得ました。

2015年7月19日

6.4～5弾圧を解体する集会参加者一同

私たちは6月4日以降の大阪府警による「道路運送法違反」なる容疑での不当弾圧に抗議してきた。その経過は次の通りである。

昨年9月28日米軍Xバンドレーダー基地反対・近畿連絡会は、「Xバンドレーダー搬入反対！9.28全国集会 in 京丹後」を開催することとし、京都・大阪・神戸から大型バスを出すことになり、大阪発のバスには当日約40名がバスに乗車した。当日の行動には、これといったトラブルはなく、全員事無く帰阪した。

ところが、本年6月4日、大阪府警察本部公安3課は、3名を逮捕し、4名に出頭を求め、4～5日にかけて被疑者宅、政治団体・労働組合、弁護士事務所など全国17カ所を搜索した。その容疑は「地方運輸局長の許可を受けずに、自家用大型自動車を使用して、2016年9月28日、40人の需要に応じ有償で乗車させ、大阪市内と京丹後町内を往復運送し、一般旅客運送事業を営んだ」というもので、適用罪名は道路運送法96条1号、4条1項の無許可自動車運送事業経営であった。

その後、逮捕された3名は13～14日間にわたる不当勾留の後、6月16日と17日に勾留延長に対する準抗告が認められ、「処分保留」のまま釈放された。

7月17日に大阪地方検察庁は、この3名を含む被疑者6名全員を不起訴処分とした。被疑者らは何らの犯罪も犯していないのであるから、当然の処分結果であった。こうした処分結果からも、今回の強制捜査の違法・不当性が明らかになっている。

判例などによれば、「自動車運送事業経営」とは、常時他人の運送需要に応じ、反復継続的に行う目的をもって自己のために自動車を有償で運送の用に供する行為である。他方、日常的に広く自動車を割り勘で利用することが行われており、社会通念としてこれが「自動車運送事業経営」とは考えられていない。現にこれまで、これで検挙されたという情報に接した人はまずいない。9.28行動が、「常時」とか「反復継続的に行う目的をもって」いたとはいえない。どう考えても、無許可自動車運送事業経営ではない。公安警察が法の趣旨をねじ曲げ道路運送法違反だとかじつけでっちあげて強制捜査に踏み切った、これが事件の真相に外ならない。

市民・労働者が集団行動で自らの政治に対する意見を表明することは、憲法で保障された表現の自由の行使であり、民主主義の根幹をなす重要な政治的権利である。ましてや、これまで米軍基地のなかった近畿につくられた米軍Xバンドレーダー基地に対して、平和を願って抗議する行動は、平和的生存権の行使として十二分に尊重されなければならない。

今回の強制捜査は、民主主義社会にあっては絶対に許されない、表現の自由、政治的権利、平和的生存権を踏みにじる憲法蹂躪の暴挙である。今般の強制捜査のような公安警察による憲法上の権利を侵害する捜査権力の濫用が広がれば、憲法上の権利行使に対する重大な萎縮効果を引き起こし、ひいては民主主義の基盤が大きく破壊されるという由々しき事態が生じることになる。

本来、警察による恣意的な法律の適用による市民の権利の蹂躪をチェックすべき裁判所がその役割を放棄して、不当な搜索や逮捕の令状を発行したことも重大な問題である。また、一部報道機関が警察の発表のみに基づいて、あたかも市民運動団体が違法な白バス営業を行ったかのような印象操作に加担したことも厳しく反省されるべきである。

私たちは、大阪府警察本部に対し、今般の人権侵害、憲法蹂躪の強制捜査に厳重に抗議するとともに、同種の政治的弾圧を二度と繰り返さないことを強く要請する。あわせて、私たちは、人権が尊重される民主的な社会の建設にさらに奮闘する旨声明する。